

年間活動のための会場借用費補助事業要綱

1 趣 旨

福井県国際交流関係団体連絡会（以下「連絡会」という。）の会員が事業に関するミーティングやボランティア研修等で福井県国際交流会館以外の施設を借用する場合の会場借用費の経費を一部補助することにより、年間を通じた活動の活性化を図る。

2 補助対象

福井県国際交流会館以外の施設を借用し、下記のいずれかのことを行う場合の施設使用料（施設内で使用するマイク等の備品を含む）。

- (1) 会員の活動・運営に関するミーティング・会議
- (2) 会員のスタッフ・ボランティアの研修
- (3) 会員の講座・イベント等の事業
- (4) その他前項の趣旨に合致すると認められる研修・会議等

3 補助金

- (1) 補助金額は、施設借用にあたり支出した経費を証明する書類（領収書および明細書）により確定する。
- (2) 補助金額は1団体あたり上限額を年間10,000円とする。
- (3) 同一の事業等で連絡会が行う他の助成事業の補助を受ける場合は対象外とする。

4 申 請

この要綱に基づき、施設使用料の補助を申請しようとする者は借用日の前日までに、別記様式第1号により福井県国際交流関係団体連絡会会長（以下「会長」という。）あて申請する。

5 交付決定

会長は、この要綱に基づく申請書を受理した日から2週間以内に、その内容を審査し、適当であると認められる場合、別記様式第2号により当該申請者に年間活動のための会場借用費補助金給付決定通知書を送付するものとする。

6 請求書の提出

この要綱に基づき給付決定を受けたものは、終了後速やかに別記様式第3号年間活動のための会場借用費補助金請求書に支出した経費を証明する書類をつけて、事務局あてに補助金を請求する。

7 補助金の給付

補助金は、この要綱に基づき請求書の提出後2週間以内に補助金を給付し、別記様式第4号により年間活動のための会場借用費補助金給付確定通知書を送付する。

附 則

この要綱は、令和元年6月15日から施行する。